

委第1号議案

越谷市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

越谷市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年（2026年）3月18日提出

提出者 越谷市議会
議会運営委員長 竹内栄治

提案理由

越谷市部設置条例の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものである。

越谷市議会委員会条例の一部を改正する条例

越谷市議会委員会条例（昭和42年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「行財政部」を「財務部」に改め、同項第2号中「地域共生部」を「高齢介護部」に改め、同項第4号中「子ども・教育常任委員会」を「こども・教育常任委員会」に、「子ども家庭部」を「こども家庭部」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の越谷市議会委員会条例の規定により子ども・教育常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は改正後の越谷市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定によりこども・教育常任委員会の委員、委員長又は副委員長に、それぞれ選任されたものとみなす。
- 3 前項の規定によりこども・教育常任委員会の委員とみなされる委員の任期は、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、令和9年5月13日までとする。